不祥事件の発生について

このたび、株式会社群馬銀行(頭取 深井 彰彦)におきまして、行員がお客さまから現預金を詐取するという下記不祥事件が発生いたしました。

弊行では、昨年発生した同種不祥事件¹を受け、再発防止に向けた態勢整備を進めておりましたが、その最中に本事件を発生させてしまったことは誠に申し訳なく、お客さま、地域の皆さま、株主の皆さまに対し、心より深くお詫び申しあげます。

記

1. 事件の概要

(1) 行為者

コンサルティング営業本部 40代行員(懲戒解雇済み)

(2)内容

- ・2025年1月21日、行内の取引モニタリングシステム²により、今回被害に遭われた お客さま(以下、「お客さま」)の預金口座において不審な取引が検出され、調査し たところ、同口座から行為者名義の他金融機関口座宛に振込が行われていることが 判明しました。
- ・行為者に事情を確認したところ、行為者は、お客さまに対し定期預金の作成を依頼 し、手続きに必要との虚偽の説明をしてキャッシュカードを預かり、2025年1月 19日から同21日の間に預金を引出し着服していたことが判明しました。
- ・また、行為者はお客さまに対し、成約となったサービスの手数料を現金で預かる必要があると虚偽の説明をして、2025年1月15日から同17日の間に現金を詐取していたことも判明しました。
- ・行為者は詐取した金員を遊興費に充てていました。

(3)被害者数及び被害額

1 先、2,612,420 円

^{1 2024}年10月2日ニュースリリース「元行員による不祥事件の発生について」

² 預金口座の入出金取引を監視し、マネー・ローンダリングや金融犯罪等への関連(被害含む)が疑われる取引を検知・抽出するシステム。

(4) 余罪

本件発覚後、行為者が保有する他行を含めた預金口座の取引履歴や行為者が担当していたお客さまの預金履歴の確認等により余罪調査を行いましたが、不審な点はなく、余罪は確認されておりません。

2. お客さまへの対応

- ・お客さまには、事実関係を説明するとともに深くお詫び申し上げました。また、お客さまの被害は、当行がお客さまに全額弁償いたしました。
- ・当行の弁償分につきましては、既に行為者より全額弁済を受けております。

3. 関係機関への報告

・本件発覚後、速やかに監督官庁に報告を行いました。

4. 人事処分

- ・行為者につきましては、2025年2月4日付で懲戒解雇処分としました。
- ・また、関係者に対しても行内規定に基づき厳正な処分を行いました。

5. 今後の対応

- ・弊行では、昨年発生した不祥事件を受けて策定した種々の再発防止策を順次実施しておりますが、このような中、本件が発生したことを重く受け止め、一層の内部管理態勢の強化を図ってまいります。
- ・今後は、再発防止策を着実に実行し再発防止に努めるとともに、信頼の回復に向け、全役職員一丸となり、コンプライアンス最優先の風土づくりに取組んでまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先

総合企画部 広報室 木村 TEL 027-254-7003